



見学やご相談はお気軽に連絡下さい！

入所やショートステイに関するご相談や施設見学は随時受け付けております。



社会福祉法人 天寿会
北海道リハビリテーションセンター
特養部

TEL 0144-87-6333
FAX 0144-87-2002

〒059-0642 白老郡白老町字竹浦132番地

特養部ブログ



LINE 友達追加



自分らしく過ごせる住まい



社会福祉法人 天寿会
北海道リハビリテーションセンター
特養部

天寿会は利用者と共に歩み笑顔と安心を提供します。

慣れ親しんだ地域で、自分らしく過ごせる住まい。

特養部はどなたにも馴染みやすく、ご家庭の延長のような住み心地。ご自分のペースでお過ごしいただけるように支援します。

特養部 定員 38 名

- ・65歳以上で、要介護状態と認定された要介護3以上の方。
(要介護1～2で特例入所要件に該当する方を含む)
- ・40歳以上65歳未満で、上記要件に該当する特定疾患と認定された方。

ショートステイ 定員 6 名

- ・要介護認定を受けた、要支援1～2、要介護1～5の方が利用できます。
- ・ご利用に当たっては、居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）を通してお申し込み下さい。

少人数制のきめ細かなケア

グループケアを行いお一人お一人を大切にする少人数ケアを行っております。

安心の介護・看護サービス

介護は24時間体制。日中は看護師が常駐。夜間はオンコールで対応しております。

ご家庭のように過ごしやすく

多彩なサービスと明るく丁寧な接遇を心がけております。



1 階



北海道リハビリテーションセンター特養部はこんなところですよ。

当施設では、個別ケアへの取り組みの一環としてグループケアを行っております。15名程度のグループの皆さんと一緒に食事やそれぞれのグループで特色あるレクリエーションを行っています。また、各グループの担当介護員が身の回りのお世話をすることにより馴染みの関係作りを行い安心して生活できるように取り組んでいます。

居室

全室多床室。車椅子の方でも問題なく移動できる広さとなっております。家庭的な雰囲気になるように居室配置がなされています。

温泉

広い浴槽でゆったりと入浴できる一般浴のほか、寝たきりや体が不自由な方には、特殊入浴サービスがご利用いただけます。

食事

美味しさだけでなく、栄養バランスや色彩にもこだわっております。普通食以外にも、刻み食やペースト食も提供しております。

訓練

機能訓練では身体の状態に合わせて機能訓練や集団での遊びながらのリハビリなどにご参加いただけます。

【基本介護サービス費】

区分	1割負担		2割負担		3割負担	
	1日当	30日	1日当	30日	1日当	30日
要介護1	573	17,190	1,146	34,380	1,719	51,570
要介護2	641	19,230	1,282	38,460	1,923	57,690
要介護3	712	21,360	1,424	42,720	2,136	64,080
要介護4	780	23,400	1,560	46,800	2,340	70,200
要介護5	847	25,410	1,694	50,820	2,541	76,230

【各種加算費用】※加算については体制により変更・追加することがあります。

各種算定加算	1日当	30日	備考
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36	1,080	○
看護体制加算（Ⅰ）イ	6	180	○
看護体制加算（Ⅱ）イ	13	390	○※1
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	22	660	○
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	360	○
個別機能訓練加算（Ⅱ）		20	○
栄養マネジメント強化加算	11	330	○
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		40	○
自立支援促進加算		300	○
ADL維持等加算（Ⅰ）		30	○下記（Ⅱ）との併算不可
ADL維持等加算（Ⅱ）		60	○上記（Ⅰ）との併算不可
初期加算	30	900	○※2
安全対策体制加算		20	○入所時に1回の算定
療養食加算	6/食	540	（1日3食の場合）※3
配置医師緊急時対応加算			
早朝・夜間		650	※3
深夜		1300	※3
外泊時費用（月6日を限度）	246		※3
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		8.30%	○※4
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		2.70%	○※5
介護職員等ベースアップ等支援加算		1.60%	○※6

注） ○印は入所者全員が対象となります。

※1 当施設において看護職員の数が3名体制・配置の場合（常勤換算方法3.0名以上）に算定します。

※2 初期加算は入居後30日間の算定となります。また、30日を超えて入院され施設に戻られた場合についても再度算定します。

※3 該当者若しくは希望者が対象になります。

※4 総体介護サービス費に対し8.3%が加算されます。

※5 総体介護サービス費に対し2.7%が加算されます。

※6 総体介護サービス費に対し1.6%が加算されます。

【食費・居住費料金】

食費・居住費の負担段階	食費		居住費		計	
	1日当	30日	1日当	30日	1日当	30日
第一段階	300	9,000	0	0	300	9,000
第二段階	390	11,700	370	11,100	760	22,800
第三段階-①	650	19,500	370	11,100	1,020	30,600
第三段階-②	1,360	40,800	370	11,100	1,730	51,900
第四段階（課税世帯、負担段階非該当）	1,445	43,350	855	25,650	2,300	69,000

■負担区分条件

- ・ 第一段階：生活保護受給者または本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者。
- ・ 第二段階：本人及び世帯全員が住民税非課税で「年金収入（※）と合計所得金額」の合計が80万円以下の方。かつ預貯金、有価証券等の合計が単身で650万円以下（夫婦は1,650万円以下）。
- ・ 第三段階-①：本人及び世帯全員が住民税非課税で「年金収入（※）と合計所得金額」の合計が80万円を超え120万円以下の方。かつ預貯金、有価証券等の合計が単身で550万円以下（夫婦は1,550万円以下）。
- ・ 第三段階-②：本人及び世帯全員が住民税非課税で「年金収入（※）と合計所得金額」の合計が120万円を超える方。かつ預貯金、有価証券等の合計が単身で500万円以下（夫婦は1,500万円以下）。

（※）年金収入とは、課税年金（国民年金や厚生年金等）と非課税年金（障害年金や遺族年金）の合計を指します。前年中の収入・所得に基づいて判定され、配偶者は世帯分離をしても含まれます。

区分	食費・居住費の負担段階	総体介護サービス費	処遇改善・ベースアップ等支援加算	食費・居住費	合計	高額介護サービス費(委任払い時)	
						上限15,000円/月	上限24,600円/月
要介護1	第一段階	21,530	2,584	9,000	33,114	24,000	
	第二段階	21,530	2,584	22,800	46,914	37,800	
	第三段階-①	21,530	2,584	30,600	54,714	45,600	55,200
	第三段階-②	21,530	2,584	51,900	76,014	66,900	76,500
	第四段階(課税世帯、負担段階非該当)	21,530	2,584	69,000	93,114		
要介護2	第一段階	23,570	2,828	9,000	35,398	24,000	
	第二段階	23,570	2,828	22,800	49,198	37,800	
	第三段階-①	23,570	2,828	30,600	56,998	45,600	55,200
	第三段階-②	23,570	2,828	51,900	78,298	66,900	76,500
	第四段階(課税世帯、負担段階非該当)	23,570	2,828	69,000	95,398		
要介護3	第一段階	25,700	3,084	9,000	37,784	24,000	
	第二段階	25,700	3,084	22,800	51,584	37,800	
	第三段階-①	25,700	3,084	30,600	59,384	45,600	55,200
	第三段階-②	25,700	3,084	51,900	80,684	66,900	76,500
	第四段階(課税世帯、負担段階非該当)	25,700	3,084	69,000	97,784		
要介護4	第一段階	27,740	3,329	9,000	40,069	24,000	
	第二段階	27,740	3,329	22,800	53,869	37,800	
	第三段階-①	27,740	3,329	30,600	61,669	45,600	55,200
	第三段階-②	27,740	3,329	51,900	82,969	66,900	76,500
	第四段階(課税世帯、負担段階非該当)	27,740	3,329	69,000	100,069		
要介護5	第一段階	29,750	3,570	9,000	42,320	24,000	
	第二段階	29,750	3,570	22,800	56,120	37,800	
	第三段階-①	29,750	3,570	30,600	63,920	45,600	55,200
	第三段階-②	29,750	3,570	51,900	85,220	66,900	76,500
	第四段階(課税世帯、負担段階非該当)	29,750	3,570	69,000	102,320		

【負担金額】 (2割負担)

区分	食費・居住費の負担段階	総体介護サービス費	処遇改善	食費・居住費	合計	高額介護サービス費(委任払い時)
要介護1	第四段階 (課税世帯、 負担段階非該当)	43,060	2,584	69,000	114,644	113,400
要介護2		47,140	2,828	69,000	118,968	
要介護3		51,400	3,084	69,000	123,484	
要介護4		55,480	3,329	69,000	127,809	
要介護5		59,500	3,570	69,000	132,070	

【負担金額】 (3割負担)

区分	食費・居住費の負担段階	総体介護サービス費	処遇改善	食費・居住費	合計	高額介護サービス費(委任払い時)
要介護1	第四段階 (課税世帯、 負担段階非該当)	64,590	2,584	69,000	136,174	113,400
要介護2		70,710	2,828	69,000	142,538	
要介護3		77,100	3,084	69,000	149,184	
要介護4		83,220	3,329	69,000	155,549	
要介護5		89,250	3,570	69,000	161,820	

※総体介護サービス費は前ページ「基本サービス費」に加えADL維持等加算(I)を除く「○」加算で算定しています。

※高額介護サービス費の負担上限額は、所得によってそれぞれ異なりますので保険者市町村へご確認ください。